

病児保育事業利用料が 無償となる場合があります

保育の必要性（※1）がある3歳児～5歳児で下記のいずれかに該当するお子さん（保育の必要性がある0～2歳児のお子さんは、住民税非課税世帯のみ対象になります。）

対象者

- i 認可外保育施設に通っている
- ii 園に在籍せず一時預かり等を利用している
- iii 福島大学附属幼稚園に在籍し施設等利用給付認定を受けている。（福島大学附属幼稚園で預かり保育を実施していないため。）

※1 父母等が就労、妊娠・出産、疾病・障がい、求職活動等により家庭で保育ができない場合



認可外保育施設や一時預かり等の利用料と病児保育事業利用料を合算して下記月額まで無償となります。なお、下記月額を超えた分は無償化の対象外（保護者負担）です。

無償化 対象額

- ・3歳児～5歳児 月額37,000円まで
- ・0歳児～2歳児 月額42,000円まで（住民税非課税世帯）
- ・福島大学附属幼稚園に在籍しているお子さん（施設等利用給付認定2号）は、一時預かり等の利用料と合算して月額11,300円まで

※食材料費等（給食・おやつ等）、通園送迎費等は無償化の対象となりません。

■提出書類

- ① 請求書（市様式、市ホームページからダウンロード可）
- ② 支援提供証明書兼領収書（施設が発行）

■提出先

主に利用している施設へ提出してください。（幼保企画課幼保給付係へ直接提出も可能です。なお、複数施設を併用している場合は、まとめてご提出願います。）

■提出時期

- ① 7月（4～6月分請求）
- ② 10月（7～9月分請求）
- ③ 1月（10～12月分請求）
- ④ 4月（1～3月分請求）

※お支払いまでに2か月程度かかります。

無償化の請求について

対象となるが、裏面もご確認ください。

お問い合わせ先

- ・無償化について 幼保給付係 ☎ 024-573-2021
- ・保育の必要性の認定について 幼保認定係 ☎ 024-525-3750

認可保育施設に通っている。

市立または私立幼稚園または認定こども園(1号)に通っている。(福島大学附属幼稚園以外)

福島大学附属幼稚園に通っている。

認可外保育施設に通っている。

どの施設にも所属していない。
※認可保育施設へ入所申請し、保留中も含む。

保育の必要性がない。

保育の必要性がある。(※1)

無償化対象外

無償化対象外

一時預かり等の月額利用料が無償化上限額(※2)を上回っている。

一時預かり等の月額利用料が無償化上限額(※2)を下回っている。

※2[無償化上限額]利用日数×450円(月額 11,300円まで)

通う施設や一時預かり等の月額利用料が無償化上限額(※3)を上回っている。

通う施設や一時預かり等の月額利用料が無償化上限額(※3)を下回っている。

※3[無償化上限額]
3歳児～5歳児 月額 37,000円まで
0歳児～2歳児 月額 42,000円まで

施設等利用給付認定第2・3号を取得することにより、無償化の対象となる可能性がありますが。(※1)の認定申請が必要ですので、速やかに幼保認定係でお問い合わせください。

無償化対象外

一時預かり等の月額利用料と無償化上限額の差額分について無償化となる場合があります。

無償化対象外

通う施設や一時預かり等の月額利用料と無償化上限額の差額分について無償化となる場合があります。

※1[保育の必要性の認定]
施設等利用給付認定(2号認定・3号認定)

「支援提供証明書兼領収書(施設発行)」および「請求書(保護者作成)」を、主に通う施設へご提出ください。審査後、保護者様へお振込みいたします。

無償化対象外